

## 第 8 回教育委員会定例会 案件表

### ○日 時

令和8年4月24日(金) 午前10時00分から

### ○議 題

#### 1 議 案

(1) 議案第18号 県費負担教職員の任免等の内申について (資料1)

#### 2 陳 情

(1) 令和6年陳情第4号 教科書採択傍聴会場に関する陳情〔継続審議〕

#### 3 協 議

(1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

#### 4 報 告

(1) 教育長報告

① 立野町保育所用地に認可保育所を整備・運営する事業者との基本協定 (資料2)

および公有財産無償貸付契約の締結について

② その他

i その他

令和 8 年 4 月 24 日  
こども家庭部保育計画調整課

立野町保育所用地に認可保育所を整備・運営する事業者との  
基本協定および公有財産無償貸付契約の締結について

令和 8 年 3 月 31 日に、区が所有する立野町保育所用地（以下「本物件」という。）に認可保育所を整備・運営する事業者（以下「事業者」という。）と基本協定および公有財産無償貸付契約を締結したので、下記のとおり報告する。

記

1 事業者

福岡県福岡市早良区田村六丁目 21 番 7 号  
社会福祉法人 信正会  
理事長 尾上 正史

2 基本協定の概要

(1) 基本協定の目的

区が本物件を事業者に貸し付け、事業者が保育所を整備および運営を行うに当たり、事業者公募時の募集要項に定めた応募条件および提案内容の履行を図る。

(2) 保育所開設時期

保育所の開設日は、令和 10 年 4 月 1 日とする。

(3) 主な運営条件

ア 0 歳児クラスから 5 歳児クラスまで運営可能な施設・設備を整備の上で運営すること。ただし、定員およびクラスの設定は、事前に区と協議の上で決定すること。

イ 基本開所時間は、午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分までの 11 時間とすること。

ウ 午後 6 時 30 分から午後 8 時 00 分までの延長保育を実施すること。

エ 定員を設けず可能な限りの障害児を受け入れ、統合保育を実施すること。

オ 医療的ケアが必要な児童について区と調整の上、可能な限りの受入を行うこと。

カ 地域交流事業を実施するとともに、近隣保育施設等との連携・交流を図ること。

キ 本物件の開発および保育所建設に先立って、それぞれ近隣住民を対象とした説明会を開催すること。

ク 事業者公募時の提案内容を遵守するとともに、常に保育サービス水準の向上に努め、定期的に東京都福祉サービス第三者評価を受審すること。

(4) 子育て支援事業

ア 整備する保育所内で、民設子育てのひろば事業を実施すること。

イ 整備する保育所内で、地域の子育て支援サービス充実のため、児童福祉法第6条2の2第2項に規定する児童発達支援に係る事業および同条第5項に規定する保育所等訪問支援に係る事業を実施すること。

3 公有財産無償貸付契約の概要

(1) 貸付物件

区は、つぎに掲げる本物件を、事業者は無償で貸し付けるものとする。

ア 所在（地番） 練馬区立野町883番4

イ 種類 土地

ウ 敷地面積 1,177.92㎡

(2) 貸付期間

ア 本物件の貸付期間は、令和8年4月1日から令和38年3月31日までとする。

イ 事業者は、この契約の更新の有無について、上記貸付期間満了の3年前までに書面をもって区に協議し、承認を得なければならない。

(3) 指定用途等

事業者は、貸付期間中、本物件をつぎに掲げる事業に供するものとする。

ア 認可保育所の設置および運営

イ 区民福祉の向上に資するため、区が事前に承認する事業の運営

(4) 原状回復

事業者は、貸付期間が満了したときまたは契約を解除されたときは、本物件を区の指定する期日までに自己の負担で原状に回復し、区に返還しなければならない。ただし、区が、原状に回復する必要がないと認めるときは、この限りでない。

(5) 周辺環境への配慮

事業者は、貸付期間中、周辺住民との協力関係を構築するとともに周辺の住環境との調和を図るよう努めなければならない。